

## 病院（手術室）実習ガイドライン（高知県版）

### 【研修：気管挿管の手術室内実習】

#### （１） 定義

- ① 県協議会とは、高知県救急医療協議会をいう。
- ② 病院長とは、実習施設長をいう。
- ③ 実習受入病院とは、あらかじめ当該病院長及び当該病院の麻酔科の長として勤務している者が実習受入れを了承しており、県協議会が選定した病院をいう。
- ④ 実習指導責任者とは、公益社団法人日本麻酔科学会認定専門医又は一般社団法人日本専門医機構麻酔科専門医で、実習受入病院の麻酔科の長として勤務している者をいう。
- ⑤ 麻酔科医師とは、実習時に薬剤投与等を担当する麻酔科の医師をいう。
- ⑥ 勤務医とは、実習受入病院に勤務する医師をいう。
- ⑦ 実習救急救命士とは、実習を行う救急救命士をいう。
- ⑧ 所属消防本部とは、実習救急救命士が所属する消防本部をいう。

#### （２） 方法・内容

##### ① 実習受講資格

救急救命士の資格を有し、基礎研修（座学）を受け、所定の試験に合格し、受講修了証書を有し、県協議会と調整の上、病院長が実習を認めた者

##### ② 実習受入れの実習生数の目安

1名の救急救命士を受け入れるためには、年間300例程度の全身麻酔症例があることを目安とするが、県協議会において実習受入病院と認めた場合はこの限りでない。

##### ③ 実習指導の責任者

実習指導責任者の責任の下に行うこと。

##### ④ 対象症例

- ・当該病院手術部（室）において行われる成人のASAクラス分類1、2の全身麻酔症例で患者から同意が得られた症例とする。
- ・ただし、実習指導責任者が実習可能と判断し、患者から同意が得られた場合はこの限りでない。

##### ⑤ 実習内容

- ・気管挿管の試行は、2回までとする。
- ・救急救命士が行う実習は、麻酔導入時マスクによる自発呼吸下酸素吸入、導人後のマスクによる人工呼吸から喉頭展開、気管挿管、管の固定、人工呼吸再開までを原則とする。
- ・薬剤投与等は全て担当する実習指導責任者又は麻酔科医師が行う。
- ・実際の行為は実習指導責任者又は麻酔科医師の指導による。

#### （３） 実習受入れ方法

- ① 病院実習受講資格要件を満たし、所属消防本部が県協議会に対し文書で推薦する。平成15年以前に救急救命士の資格を取得した者にあつては、消防学校における講習修了証の写しを添付する。
- ② 県協議会が、実習受講の対象者を承認する。
- ③ 実習受入病院は、あらかじめ病院長の名で救急救命士実習受入病院であることを院内に明示しておくことが望ましい。
- ④ 実習受入病院は、実習救急救命士が実習生であることが患者に明確になるよう、

名札等を付けさせることが望ましい（実習生、研修生等）。

（４） インフォームドコンセントの取り方

- ① 勤務医は、実習までに、実習救急救命士を伴い、実習指導責任者の責任の下に、患者に実習内容について十分な説明を行った上で、文書による同意を得る。ただし、実習指導責任者が実習救急救命士の同伴を必要としないと判断した場合は、この限りでない。同意書は複写式（写しでも可）とする。その際、少なくとも、次の各点が説明されなければならない。
  - ・実習指導責任者又は麻酔科医師の厳重な指導と責任の下に行われ、患者の安全が確保されていること。
  - ・実習救急救命士は、救急救命士資格取得者であること。
  - ・患者本人が実習を拒否しても、その後の治療等に何らの不利益も生じないこと。
- ② インフォームドコンセントを得た同意書の原本をカルテに貼り保管する。なお、写しを患者に渡すことが望ましい。
- ③ 同意書とは別に医師診療録に説明の内容、患者側の諾否につき簡単に記録し、実習指導責任者又は麻酔科医師、実習救急救命士が連名で署名する。
- ④ 麻酔終了後、適切な時期に記録内容を提示しながら患者本人へ挿管時の状況について説明する（麻酔科医師のみでよい）。

（５） 実習の記録

- ① 様式７（その１）に「挿管担当〇〇救急救命士」と明記するとともに、挿管時の経過を記載する。
- ② 実習救急救命士は、次の事案が生じた場合、その原因等について様式７（その２）に記載する。
  - ・気管挿管の失敗
  - ・歯牙損傷、口唇裂傷等の確認

（６） 事故発生時の責任

- ① 指導内容及び指導態度等に起因する注意義務違反に伴う事故の責任は、実習指導責任者及び実習受入病院の責任とする。
- ② 誤った気管挿管に起因する事故の責任は、実習救急救命士及び所属消防本部の責任とする。
- ③ ①及び②の事故以外の事故の責任は、実習受入病院及び所属消防本部の責任とする。
- ④ 実習指導責任者が重大事案と判断した場合は、実習救急救命士は、様式７（その３）「病院（手術室）実習中の重大事案報告書」を作成し、所属消防本部は、県協議会メディカルコントロール専門委員会へ報告するものとする。

（７） 修了証書

- ① 病院長は、次の条件がそろった場合に病院長名で修了証明書を発行する。
    - ・30例以上の成功症例を経験した者註：成功とは、患者に有害結果を与えることなく、２回以内の試行で気管挿管を完了したことをいう。
  - ・実習指導責任者が実習態度、挿管技術、倫理観、他の職種との協調性などを総合的に判断し、実習を修了して現場で医師の具体的な指示の下に気管挿管を行ってもよいと判断し、病院長に対しその旨申告した者
- ② 実習の中断、中止

- ・実習を開始した後も、実習救急救命士に気管挿管を行わせることは不適切であると実習指導責任者、病院長が判断した場合は実習を中断又は中止することができる。
- ・この場合、消防本部の推薦者による再度の検討がなされ、再度推薦が適当と判断された場合、実習受入病院があれば実習を再開することができる。その際は、新規開始として取り扱う。

#### (8) 再教育

- ・3年ごとに再教育を行う。
- ・救急救命士は、病院における気管挿管の再実習等も含め、適切な再教育を受けなければならない。
- ・再教育が適切に行われない場合等については、県協議会は当該救急救命士の気管挿管実施の中止等についても検討する。

以上については、今後の病院実習の進捗状況を観察しつつ、実情に合わせた教育体制となるよう、適宜調整すること。

#### 附 則

このガイドラインは、平成16年6月1日から施行する。

#### 附 則

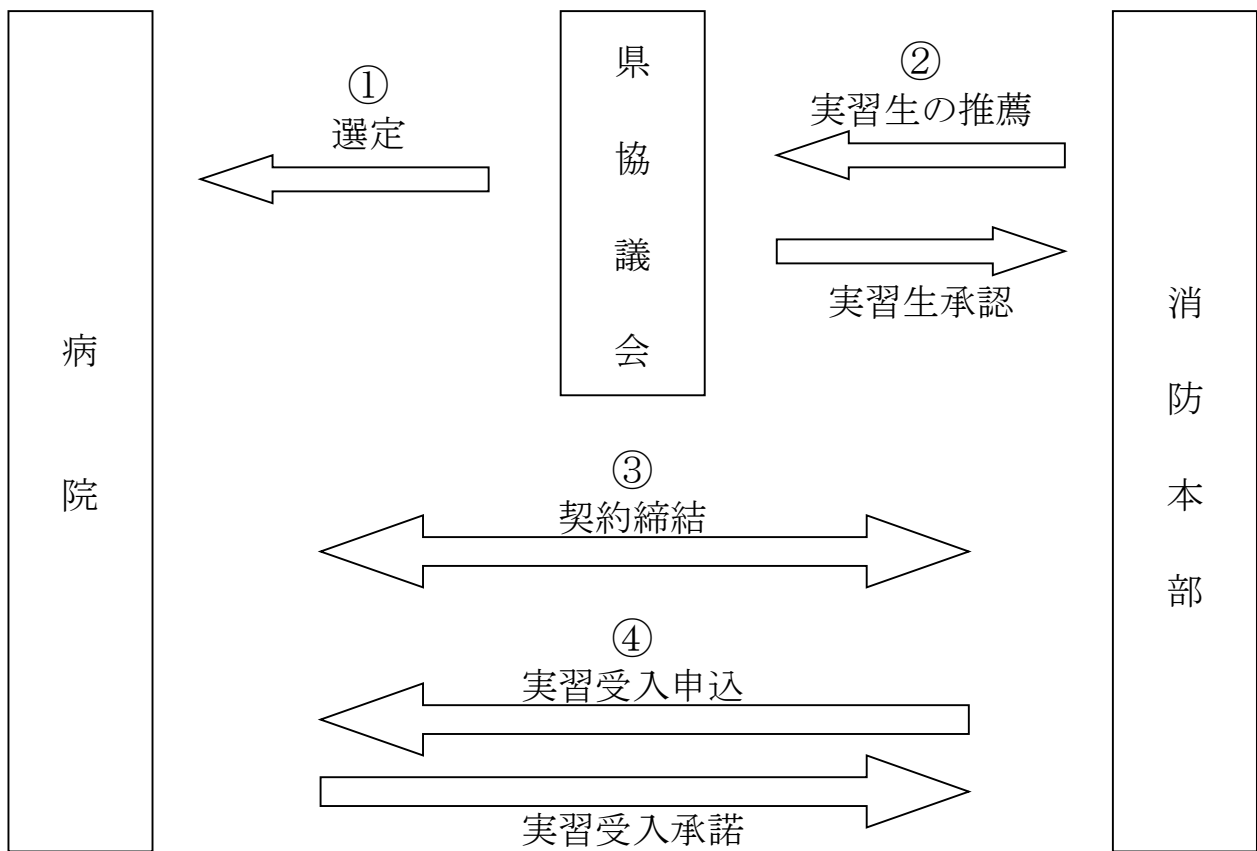
このガイドラインは、令和6年4月16日から施行する。

## 気管挿管の実施に係る認定等のフロー図



## 救急救命士の気管挿管病院実習について

### (1) 病院実習まで



### (2) 30 症例修了後

